

議案第 1 2 9 号

川崎市有馬・野川生涯学習支援施設条例の一部を改正する条例の制定について

川崎市有馬・野川生涯学習支援施設条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 8 年 8 月 3 1 日提出

川崎市長 福田 紀彦

川崎市有馬・野川生涯学習支援施設条例の一部を改正する条例

川崎市有馬・野川生涯学習支援施設条例（平成 2 0 年川崎市条例第 3 4 号）の一部を次のように改正する。

別表の 1 施設利用料の表中備考以外の部分を次のように改める。

1 施設利用料

種 別	金 額			
	午 前	午 後	夜 間	全 日
	9時～12時	1時～5時	5時30分～9時	9時～9時
集会室	2,940円	4,180円	5,410円	12,530円
和室	730円	850円	1,230円	2,810円
調理室	970円	1,100円	1,470円	3,540円
実習室	730円	850円	1,230円	2,810円
第 1 学習室	970円	1,100円	1,470円	3,540円
第 2 学習室	970円	1,100円	1,470円	3,540円

第3学習室	970円	1,100円	1,470円	3,540円
-------	------	--------	--------	--------

別表の2設備利用料の表中「3,360円」を「3,690円」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和9年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に利用許可を受けている者の当該利用許可に係る利用料金については、なお従前の例による。

参考資料

制 定 要 旨

有馬・野川生涯学習支援施設の利用料金の上限額を改定するため、この条例を制定するものである。